

松戸市教育委員会会議録

平成25年4月定例教育委員会

平成25年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成25年4月11日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

・ 議 案

① 議案第24号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)

② 議案第25号

松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課)

③ 報告第1号

臨時代理による処分の報告について

(松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する

訓令の制定について) (教育企画課)

4 その他

松戸市教育委員会会議録

平成25年4月定例

開 会	平成25年4月11日 (木) 14時00分	閉 会	平成25年4月11日 (木) 15時10分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 山田 達郎			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 八田 賢明	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 25 年 4 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21		
2	学校教育部 部長	遠藤 雅彦	22		
3	教育企画課 課長	渡部 俊典	23		
4	〃 専門監	関 聡	24		
5	〃 主幹	小宮 光生	25		
6	〃 主査	藤中 孝一	26		
7	〃 主任主事	橋本 欣之	27		
8	スポーツ課 課長	米本 恭輔	28		
9	〃 課長補佐	斉藤 健司	29		
10	〃 課長補佐	加藤 広之	30		
11	〃 主査	飯島 和彦	31		
12	保健体育課 課長	加藤 博之	32		
13	〃 専門監	菊地 治秀	33		
14	〃 課長補佐	石井 和行	34		
15	〃 主事	藤井 大輔	35		
16	社会教育課 課長	小川 弘	36		
17	市民会館 館長	平岡 克次郎	37		
18	〃 専門監	上野 健治	38		
19	教育財務課 課長	鈴木 三津代	39		
20	公民館 館長	鈴田 正則	40		

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成25年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員お願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案2件、報告議案1件となっております。

◎議案第24号

委員長 初めに、議案第24号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは説明をさせていただきます。

議案第24号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次の者を松戸市スポーツ推進委員に委嘱する。議案書に記載されております4名の方が、各地区からご推薦をいただきました。

提案理由ですけれども、退任者及び不足が生じている地区に新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、ご提案をいたすものでございます。

それでは、各地区からご推薦をいただきました4名の方を、簡単ですけれども紹介をさせ

ていただきます。

初めに、五香六実地区から推薦がございました安西克夫さんでございますが、年齢は52歳、指導できるスポーツは空手とのことでございます。

次に、新松戸地区からは3名の方の推薦がございました。最初に、竹中光宏さんでございますが、年齢は71歳、指導できるスポーツはボウリングとグラウンドゴルフとのことでございます。

次に、嶋野益知さんでございますが、この方、松戸市役所のOBでございますが、年齢は63歳、指導できるスポーツはグラウンドゴルフとのことでございます。

最後に、新見雅久さんでございますが、年齢は61歳、特に指導できるスポーツはないとのことでございますが、好きなスポーツがテニスと陸上とのことでございます。

次に、議案書の次のページ、2ページでございますが、地区別集計表となっております。今回、ご承認をいただければ、表にございますように合計110名となります。平均年齢は59.1歳でございますが、ナンバー8の五香六実地区では、推薦依頼人数は15名ですので、あと1名、ナンバー11の新松戸地区の推薦依頼人数は15名で、あと3名の枠がございます。なお、今後、各地区より追加推薦があった場合ですけれども、今回同様、議案として提案をさせていただきます。

また、ナンバー3の明第二地区で、退任者が1名いらっしゃいますが、この方は76歳の男性ですが、3月10日に逝去されたため、退任となったものでございます。

以上、雑駁ですが説明とさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第24号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 欠員のところを埋めていただいて、よかったと思っておりますけれども、特に今回、全員男性ですが、例えば、小金は女性がゼロというのは、やはりちょっと問題なので、地区長にお願いするときに、極端な不均衡にならないようお願いするというような条件を出していただきたいと思っております。

それから、グラウンドゴルフが指導できるというのも、ちょっと何か問題だと思っておりますが、70歳過ぎて初めて体育指導の道に入られるのは、定年がないというものの無理な気がします。私も長い間、もう昔ですけれども、市民体育が盛んなころでしたが、18年間体育指導委員として活動してきました。体力的にもかなり若くないと務まらない現実で、ボランティアとい

っても、そういう役割があるのが市民スポーツ推進だと思っています。

今の活動はどうなんでしょうか。少しお元気な方も多いかもしれないけれども、全体には59.1歳ということで、50代ぎりぎり入っていますので、まあまあと思います。ご苦勞も多いと思いますけれども、市民の社会体育が健全な体育でありますように、形骸化しないように活動していただきたいと思います。スポーツ推進法が23年にできて期待しているのにもかかわらず、現実にはなかなか活動が沈滞しているように見えるんです。

グラウンドゴルフばかりじゃなくて、やっぱり若いお母さんとか、それから元気な40代、50代、そのぐらいをスポーツジムに通うのではなくて、市民活動として、いきいきとした活動をしていただくような推進力になっていただきたいと思っています。体育協会と協力しながら、実のある活動をしていただきたいと思っていますので、どうぞスポーツ課のご指導、よろしくお願いいたします。

松田委員 2つあります。そもそもスポーツ基本法の32条の第1項の規定というのは、どういうものなのかご説明いただきたいというのが第1点です。それから、2点目が、推薦を各地区にお願いする際に、どのような条件を付して推薦をいただいているのか。その2点についてお答えいただければと思います。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の第32条ということですが、第32条、ちょうど手元にありますので読ませていただきたいと思います。

「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の設備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関係と理解を有し、及び次項に規定する職務を行う者に必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする」というのがございます。2項といたしまして、「スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技と指導、そのほかスポーツに関する指導及び助言を行うものとする」ということが条文になっております。

それからお願い、各地区にお願いをする場合、どういう形でということですが、今、ここに条文で言ったとおり、ご説明しましたとおり、スポーツに対して、一番大事なのは熱意があるということです。それとあと、各地区でスポーツ活動を実施していると。それと、各自人望が厚いという方ということをお願いしております。

以上です。

松田委員 わかりました。心配をしましたのは、2番の竹中さんのことです。人間的なこと

云々ではなくて、71歳という年齢が心配だったものです。こういったスポーツ推進委員になるには、資格が必要なのかとも思ったのですが、お聞きするところによると、そういうものは必要ないということですね。熱意が最も大切であるとの説明に対し、今回の人選には妥当性があるということですので安心しました。ありがとうございました。

以上でございます。

山田委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、スポーツ推進委員の方の各地区に依頼する人数が、次のところに出ておりました。

これは人口比ということで、よろしいんでしょうか。といいますのは、資料を、松戸の教育の中で市民運動会の開催というのが76ページに載ってまして、これ見ると、これはスポーツ推進委員の方が担当する事業の一つだと、これだけじゃないですが、大体200人とか、700人とかという参加人数が各地区であるんですけども、小金原は2,630人、大変一番大きな、多分何か特徴があるんだろう。

ここのスポーツ推進委員の人数と、ここは7人ということで、恐らく各地区の特徴があると思うんですけども、人口比で依頼をしているのかな。それに、実態としての現場が、ちょうどよく活動がされているのかというところを、もし現状がおわかりでしたら教えていただければと思います。

スポーツ課長 今、スポーツ推進委員の定数ということですけども、特に明確な規定というのはございません。ただ、定数の目安としておりますのは、文部科学省では、人口4,000人に1人という割合で、それが適正となっているということから、松戸市でも目安として4,000人に1人という形で、スポーツ推進委員をお願いしているところです。

以上です。

山田委員 ありがとうございます。

現状、各地区、定数に大きく足りないのは、例えば明第一地区は14名、現在10名というようなこと。こういう矢切地区は、以前もたしかお聞きしたことありましたが、5名のところが9名おまして、ここはプラス。いろいろあって、各地区の活動もあって、地区長さんのほうでお考えになって、主体的にやっただいていては思うんですけども、もし行政のほう、教育委員会のほうとして導けることがあるのであれば、その実態をよく確認をされています。4,000人に1人という目安も、良いように弾力的に運用していただいたらというふうに思います。

ちょっと現状、余り現場を知らないなので、一応意見として。

委員長 確認ですが、さきほど松田委員からも、ちょっと心配だという方の得意とされるスポーツは何とおっしゃいました。

スポーツ課長 新松戸地区から推薦いただいている……。

委員長 竹中さん。

スポーツ課長 竹中さん。ボウリングとグラウンドゴルフでございます。

委員長 その前の安西さんは。

スポーツ課長 安西さんは、空手でございます。

委員長 はい、わかりました。確認です。

先ほど松田委員の質問にありました基準等については、松戸市スポーツ推進委員に関する規則があるので、それに基づいているというふうに理解していいですね。したがって、その規則を見ると、一応基準らしきものを幾つか挙げておりますので、それも後で確認していただくこととなりますね。

結構、細かい規定があります。

委員長 よろしいですか。

それでは、議案第24号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第25号

委員長 次に、議案第25号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 議案第25号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

今回、表彰の対象となりますのは、次のページの推薦者名簿の記載の2ページになります。

平成25年3月をもって退任された学校医の先生3名、学校歯科医の先生1名、学校薬剤師の先生1名の計5名の先生方でございます。

一番在職の長い先生が、学校医の内藤敬一先生の33年。続いて、学校歯科医の佐藤幸信先生の32年でございます。その後は、学校医、兒玉東策先生の27年。同じく学校医、佐久間博先生の22年、最後に学校薬剤師の松永妙子先生20年となります。

それぞれの先生のご経歴等につきましては、3ページ以降の推薦調書に記載のとおりでございます。

いずれも長い年月にわたりまして、児童生徒の健康の保持、増進と学校保健の推進のためにご尽力を本当にいただきました。このことに対しまして、感謝の意を表すためにご提案申し上げる次第でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第25号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 この方々については、特にございません。大変ご苦勞をされたということで、敬意を表しあげる次第でございますが、八田先生にお聞きするわけではありませんけれども、実際、学校医というのは、各学校にお一人ずつはいらっしゃるんですかね。健康診断を初め、何かあれば相談に乗る。

実際は、実働というのは、決まった健康診断以外に何かあるものですか。

八田委員 申し訳なく思うことですが、学校医というのは、それ程、出番は多くありません。

健康診断とか健康相談に年に何回か出動する程度で、通常は特別なことで呼び出されることはないと記憶しています。前から決まっている任務を遂行するというのでしょうか。

山田委員 安心のためには、ぜひ引き続き思いますけれども。歯科医、あるいは薬剤師といった先生方についても、いろいろとご苦勞があると思いますが、引き続き見守っていただくべく、体制だけはとっていただくのが安心かなということでお聞きしました。

八田委員 松戸市医師会の場合、最近、取り決めがあり、学校医の定年を77歳にいたしました。この基準で、今回の退任者の経歴を見ておきますと、すでに過ぎている方もおられる。とにかく、77歳で終わらせることになっています。佐久間先生の場合は、途中で退任を申し出たということです。

保健体育課長 補足ですが、例えば、学校医の先生には、インフルエンザ等の時に、いろいろと相談に乗っていただいたり、また学校の保健教育の中で講師をお願いしたり、地域のことも含めてお話をしていただいたりと、様々な形で学校と連携をしています。

以上です。

教育長 八田先生は、ご自身の職業からですので、謙遜というんじゃないですよ。控え目におっしゃられたんですけれども、やっぱり学校、例えば、前任の四中とかでは、生徒数が八百何人いますから、それを、うちの場合は校医さんが何人もいましたけれども、でもいろん

な診断するにおいても、かなりの時間を半日以上かけてずっと見てもらうわけで、やっぱりいろんな先生いますし、本当に助かっているなというふうに現場からすると、そういうご苦労を毎年毎年かけているという。

それで見ただけであれば、すごく私たちも安心しますし、いろんな部分で、それで何かの症状が見つかって改善することも思いますし、本当によくやっていただいているというふうに思います。

以上です。

松田委員 この推薦名簿、これについては、私は全然異論はありません。むしろ敬意を表したいと思っています。

学校医の仕事の現状として、お伺いをしたいことがあります。教育委員会と医師会と、どのような契約になっているのかわからないところがあるので質問をさせていただきます。前回の会議において、産業医にお願いすることができるようになり、改善が図られた件です。学校保健安全法の施行規則によると、職員の定期健康診断の際、学校医にお願いすることができるとなっておりますが、実態としてあるのかどうなのか、教えていただきたい。

というのは、かなり先生方の仕事が非常に大変になってきていて、先生方のメンタルヘルスが非常に大きな課題になってきていると思います。できるだけ手厚い支援といいますか、そういう体制が整ってほしいと思っているわけです。実態として、どうなのか教えていただければと思います。

保健体育課長 実は、各学校の健康管理医という方に、35歳未満の職員に関しては、学校保健安全法に基づく定期健康診断で関わっていただいております。また、それ以上の方に関しては、ちば県民保健予防財団に委託して診断していただいております。

実は、産業医に関しましては、今まで、50名以上の職員がいる学校ということで一中と市立松戸高校に置いておりました。これは生徒数の関係です。

ところが、今年度より、全ての学校、65校対象に学校医に80時間超過勤務、いわゆる時間外勤務の80時間を超えた場合には、まず本人の希望により校長と面接し、次にチェックリスト等を活用して、本人の希望があればさらに専門の医師の面談も受けられるというような形に、今年から体制が整っております。

各学校には、校長会で説明させていただく予定です。

松田委員 それについては、前回お聞きしました。今回の意見はそういう体制がどんどん整えられていってほしいという趣旨でございます。

本当に、学校、先生方忙しくなっていて、精神的な疾病が全国的な課題になっています。ぜひ考えていただければありがたいと思います。今回の説明には直接関係ありませんが、よろしく願いいたします。

保健体育課長 一点訂正させてください。今、生徒数の関係で一中、市立松戸2校に産業医を置いていると言いましたが、職員数50名以上の学校ということでもあります。失礼しました。訂正させていただきます。

八田委員 医師会の最近の動向ですが、不登校問題、不登校の問題を生徒の心理的、あるいは身体的な面から研究しようという動きがありまして、その不登校の背景がこれまではどちらからと云うと家庭のこととか、友人関係や経済的面から云々されていて、身体に何かがあるかなどの発想はなかったように思いますが、また、精神的疾病なども研究対象にしようとするグループが出来上がっているようです。不登校問題を医学面で捉えようとする動きです。

委員長 それは松戸医師会の中での研究会ですか。

八田委員 他の医師会ですが、松戸市医師会でも関心があるようです。不登校生については従来、教育委員会でも余り多くの議論がされてなかったように思いますが、別な視点から、医療面から研究してみようとの動きが出てきたことを申し上げたいと思います。

委員長 不登校については、いろんな視点から議論する必要があるということですね。

今、医師会のスタンス、それから我々教育委員会として、どのような学校医をお願いするかというようなお話でしたが、結局、子どもたちの健康安全管理をすると同時に、職員の健康安全管理も必要です。それが両方備わって、学校教育がうまくいくという面があるので、その両方の面から見る必要がある。

もう一つは、社会的病理現象です。社会的病理現象は、我々かわりにくいんです。市長部局全体の問題でもある。場合によっては、教育委員会もそれに関連する事態も出てくるでしょうね。

したがって、まず差し当たって我々としては、学校教育現場における、子どもたち、職員の皆さんの健康管理、安全管理を中心に考え、できれば不登校のこともあわせて検討していく必要があると思います。

結局それは、市長がよくおっしゃるように、松戸市を住みよいまちにしようということと関連します。子どもたち、あるいは子育てがしやすいようなまちにしようという、一つのポリシーがあって、それにかかわる具体的な案はたくさんあると思います。その一つに健康管理、あるいは医療、そういった問題も出てくるでしょうね。

そんなことも視野に置きながら、学校医のあり方を今後も考えていくということにしたいと思えます。

不登校の問題は、今八田委員からたまたま出されましたが、我々としても勉強会をやりながら議論したいと思っています。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第25号につきましては、以上で質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

◎報告第1号

委員長 次に、報告議案です。報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育企画課長 報告第1号「臨時代理による処分の報告について」、ご説明します。

この件は、教育委員会において処理することができる支出負担行為の金額の上限額を変更する地方自治法第180条の2の規定による委任規則が改正されたことから、緊急を要すると認め、松戸市教育委員会事務決裁規程に定める支出負担行為等における決裁金額の上限額を変更するため、松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定を、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理処分したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

訓令の改正内容の説明に先立ちまして、市長部局の規則である地方自治法第180条の2の規定による委任規則の改正内容についてご説明いたします。

資料6ページ、参考資料3及び7ページの参考資料4をごらんください。

地方自治法第149条第2号に規定されておりますように、普通公共団体の予算執行権は、本来市長の担任する事務となっております。しかし、本市では、同法180条の2の規定に基づき、地方自治法第180条の2の規定による委任規則を定め、1件2,000万円未満の支出負担行為並びに支出命令、収入命令、その他の予算執行に係る事務は、教育委員会に委任されて

いるところでございます。

このたび、同規則が改正され、4月1日から教育委員会において処理することができる支出負担行為の金額の上限額が、1件5,000万円未満に引き上げられました。

そこで、同日から新年度予算の執行に当たり、事務処理に混乱を生じさせないため、資料2ページをごらんください。資料2ページ、臨時代理による処分書のとおり、3月28日付をもって、松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定に係る臨時代理による処分をし、同日、同訓令を公布いたしました。

そこで、松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の改正内容についてご説明いたします。資料4ページをごらんください。

先ほどご説明いたしました地方自治法第180条の2の規定による委任規則の改正を受け、共通事項（財務関係）の決裁区分のうち、支出負担行為、支出命令及び収入命令のほうを改正をしたところでございます。

まず、支出負担行為のほうですが、教育長の決裁金額の上限額を1件2,000万円未満から1件5,000万円未満に。主務部長の決裁金額の上限額を1件1,800万円から1件4,500万円未満にいたしました。

次に、支出命令及び収入命令のほうですが、主務部長の決裁金額を2,000万円以上から5,000万円以上に、主務課長または担当室長の決裁金額の上限額を2,000万円未満から5,000万円未満にいたしました。

以上が、松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の改正内容でございます。なお、本訓令の改正分につきましては、3ページごらん、開いていただきまして。3ページに記載のとおりとなっております、施行期日は本年4月1日でございます。

ご説明は、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

本件は報告事案ですが、この委員会での慣行により、報告事項につきましては、質疑・討論をした上でご承認をいただくという手順をとっております。よろしく申し上げます。

山田委員 ちょっといいですか。教えていただきたいんですけども、2つあって、一つは支出命令というのは、やはり同様に2,000万、5,000万と変わっているんですが、この支出負担行為と、それから支出命令の差異について教えていただきたいのと、主務部長さんがもともと上限額の9割が2,000万、1,800万でした。それが5,000万、4,500万ということで、同じ9

割ということになっていますので、それは引き直したのかということなんですけれども、主務課長さんはもともと50万。今度も50万、いうのは別に疑問ということのほどではないんですが、何かそういうのが市長部局で同じ例があって、そうなったのかなと想像しているんですけれども、何か理由があれば教えてください。2点です。

生涯学習部長 2点ございまして、1点目は支出負担行為の違いでございましてけれども、支出負担行為は、支出をする原因が発生したときに支出負担行為を起こして、決裁を受けることになっています。

支出の原因を、具体例申し上げますと、何か相手方と契約をしたとか、そういったことによって、支出の原因が発生いたしますので、その段階で支出負担行為というのを起こします。いわば、どちらかというとなら発生主義みたいなものです。

支出票につきましては、その支出負担行為に基づいて、実際に金額の請求を受けたときに支払う行為ですので、いわば支出負担行為で既に支出の原因が起きて、決裁が起きて、支出についてはもう担保されている。コンセンサスが得られた上で支出命令を起こします。ですから支出命令については、決裁権者は支出負担行為のときよりも、例えば、部長だったのが課長とか、教育長だったのが主務部長とか、ちょっと段階的に、もうちょっと下の段階になって、そこで決裁が終了ということになります。

それで、ちょっとおわかりいただけましたでしょうか。

委員長 委員の皆さん、おわかりいただけましたでしょうか。

生涯学習部長 支出負担行為は、実際の支出の行為ではなくて。

委員長 契約ですね。

生涯学習部長 契約をした。支出の原因になったものは、発生したときに起こしていると。支出票は、実際のお金を出すときに起案する。

それからもう一つは。

教育企画課長 市長部局との違いがあるかどうかというお話でございまして、市長部局におきましては、主務部長に5,000万円という上限を設けてございます。教育委員会のほうは、教育長に5,000万円でございますが、市長部局については、主務部長が5,000万円。あと主務課長の50万円というのは、市長部局と同様という形になっております。

山田委員 では教育長と主務部長との間で分担していると、教育委員会では。市長部局ではそれを部長職が担っている権限を。金額でいえば5,000万。課長さんは50万というのは、これはずっとですね。市長部局もそうですし。

教育企画課長 50万円というのは、随意契約ができる範囲ということで。

山田委員 随意契約ができるかどうかは、それはまた別の何か規則があるのですね。

生涯学習部長 財務規則で決めております。

山田委員 財務規則ですね。

生涯学習部長 それからもう一点。補足でございますけれども、今回の改正に伴いまして、教育委員会内の事務的な処理は、当然スピードアップされます。これまでは2,000万円を超えますと、市長部局の、例えば副市長とか、市長まで決裁を上げなければならなかったものが、教育長の5,000万円までですと、教育長までで決裁が済むわけでございますので、スピードアップが図れるというメリットがあります。

教育企画課職員 加えて捕捉させていただきます。6ページの(6)、第6号をごらんいただきますと、「第1号に掲げる事項の範囲内で契約を締結すること」となっておりまして、今まで2,000万円未満までの金額につきましては、教育委員会教育長名での契約締結でございましたが、今回5,000万円に引き上げられました関係で、契約締結権につきましても、教育長に委任されております。

したがって、5,000万円まで教育長名で契約を締結することになりましたことも申し添えさせていただきます。

瀧田委員 1点、私もわからないので、一生懸命理解しようとしているんです。1件5,000万円までと書いてあるのは、大体何件ぐらいが可能なのでしょうか。そんなにたくさんということもないでしょうけれども、件数に制限はないんですね。

教育企画課職員 1契約ごとに5,000万円までということでございます。

瀧田委員 その1契約で5,000万円のことが片方であって、それと前後して、また同じような契約というのはあり得るわけですね。それも可能ですね。その何件までということはないということですね。1契約5,000万円で複数件いろんなことが可能ということですね。

委員長 いやいや、予算の範囲ありますから。

瀧田委員 予算の範囲がある。予算の範囲がありますけれども。ある意味合理的になったと理解をしているところですけども。

委員長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、報告第1号につきましては、質疑を打ち切りまして、承認に入りたいと思います。

報告第1号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、報告第1号は承認されました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局より、何かございますか。

社会教育課長 宮内庁の式部職楽部によります雅楽の開催についてご報告を申し上げます。

本年度は、松戸市制施行70周年並びに松戸市文化会館（森のホール21）の開館20周年の節目の年でございます。この記念の年にふさわしい公演を森のホールで開催したいと考えておりまして、その中で、日本を代表する伝統芸術を松戸市民の皆様にご紹介するとともに、日ごろなかなか公演を目にすることが少ない雅楽を開催することになりました。

また、このたびは宮内庁式部職楽部の皆様によります雅楽の公演が実現し、日本の古来の伝統芸術を多くの方々に鑑賞いただき、日本の伝統文化を大切に思う気持ちを深めていただければと考えております。

公演日につきましては、平成25年6月1日土曜日、午後2時30分からでございます。会場は森のホール21大ホールでございます。なお、準備が整い次第、教育委員の皆様にもご招待券のほうをお渡ししたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

6月1日に開催される、このような催し物です。

それでは、次をお願いします。

市民会館館長 市民会館でございます。

松戸市が、こちら資料のほう、チラシを見ていただきたいと思いますと思うんですが、松戸市が70周年を迎えるに当たりまして、市制施行70周年記念のイベントの一つとして、名誉市民であります山崎直子氏がスペースシャトルに乗り、そして地球に帰還した4月20日でございますが、「まつど宇宙と科学の日」として記念したイベントでございます。当日、市民会館で開催を予定しております。

当日でございますが、ホール棟と会議棟、2カ所でのイベントを考えております。

申しわけございません。裏面のほうを見ていただきたいと思いますんですが、まず、こちら主に、ホール棟での内容でございます。

まず初めに、12時30分から市長含めた名誉市民の挨拶等ございまして、その後でございますけれども、12時45分から13時15分まで「「はやぶさ」を継ぐもの」というテーマでございますが、「新たな太陽系大航海時代に向かって」ということで、日本電気航空宇宙システム株式会社顧問、野々下力氏の講演をお願いしてございます。

続きまして、13時25分から14時40分でございますが、特別企画でございます。これは松戸市を舞台とした演劇「宇宙家族ヤマザキー2022年、娘から届いた宇宙からのラブレター」ということで、演劇を予定してございます。

その後、14時50分から15時30分まで、こちらがメインになりますけれども、山崎直子宇宙飛行士をお願いいたしまして、特別講演を考えております。テーマでございますけれども、「宇宙・人・夢をつなぐ」ということで講演をお願いしてございます。

最後でございますが、15時40分から都市間交流ということで、宇宙飛行士ゆかりのまちの子どもたちを呼びまして、都市間交流を考えております。ちなみに、現在、参加予定は松戸市のほかに、兵庫県の太子町、神奈川県茅ヶ崎、群馬県の館林、さいたま市の首長クラス、あと子どもたちが参加を予定してございます。

その次でございますけれども、会議棟での開催につきましては、プラネタリウム室、3階の301号室でイベントを考えております。まずプラネタリウム室でございますけれども、簡単な投影と、皆さんなかなか見ることができない投影機の見学等を今現在考えております。301号室につきましては、はやぶさの放映と、JAXAから12点ほどの宇宙関連の展示物、これをお借りして展示する予定でございます。

そのほかには、小金中学校科学部、少年少女発明クラブの作品の展示を考えております。報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

これも松戸市教育委員会と松戸市の主催。松戸市制70周年ということの特別企画ですね。

山田委員 これは小学生、中学生とか、何かまとまって案内はされているんですか。

市民会館館長 小学校44校に、3年生、4年生、5年生に一応事前に参加できるかどうかということで、教育委員会のほうから通知は流しております。

ちなみに、希望者が多かったものですので、抽選で約620名のお子様たちが、一応、こち

らのほうから招待という形で、もう既に配布してございます。

山田委員 そうすると、620の、あそこが千人の会場ですね。

市民会館館長 1,212です。

山田委員 1,212。あと残りは、どういう。一般市民。

市民会館館長 先着順400名、当日。

山田委員 当日400。

市民会館館長 400、入っています。そのほかに、ゆかりのまちの、先ほど申しあげましたように、ゆかりのまちの子どもたちが、今現在約160人ぐらい入る予定になっております。それと来賓の方々、あと国会議員、県議員、市議会議員の方々の参加を、今現在、秘書課を通して、参加をこちらのほうから通知している、今状況でございます。

松田委員 そこに小学校6年生と中学生が入っていないというのは、何か意味がありますか。

市民会館館長 学年が今、3年生、4年生、5年生と3月中に出しておりますので、実際に、今現在は4年生、5年生、6年生に。4月20日ですのでそうなります。

中学生のほうは、とりあえず小学生まず出してみたいということで、余りにも反響が大きかったものですので、申しわけございませんが、中学生のお子様たちは、直接先着で入っていただきたいと考えております。

山田委員 これ野々下さんのお話は、去年商工会議所で聞いたんですけども、大変おもしろいのですが、30分なんですね、これね。

市民会館館長 時間が、押しちゃっている関係上、時間が短くなってございます。

山田委員 いや、非常に人気のある企画で、すばらしいことで、山崎直子さんのご協力いただいているというので、そういうことだと思うんですが、ぜひ混乱のないように、よい思い出になるようにしていただきたいと思います。

もうちょっと教えていただきたい。演劇は、これはどちらか劇団か何かがやりますか。

市民会館館長 宇宙食堂という劇団でございます。山崎直子さんのご主人が、いろいろ企画だとかして。そういうことから、今回お願いしてございます。

委員長 都市間交流の他市の皆さんというのは、これは宇宙飛行士出身の他市ということで、その子どもたちと松戸市の子どもたちの交流を図ろうという趣旨ですか。

市民会館館長 はい、そうでございます。

山田委員 あと、すみません。301号室は、講演中はデモンストレーションみたいなものはないんですか。

市民会館館長 一応、小金中の校長のところへ行ってお願いしましたところ、やはり物が壊れたりすると、非常にちょっと後々問題があるんで、一応小金中はパネルを301に、一応パネルで提供という形をとっております。

学校教育部長 そういう意味では、グループは解体しまして。

山田委員 解体しているんですね。

学校教育部長 新しい大会が始まりますので、新しいほうの部分しかないものですから。前年度の様子が見えるパネルですとか、そういったもので展示するという。

山田委員 もう一つ教えてください。この「やさシティ、まつど。」という、このロゴは、これは70周年で、何か募集して、公募して決めたんですか。

市民会館館長 公募でございます。

山田委員 これは、今年度限定ですか。せっかくつくったのに限定じゃ。70って入っているわけじゃないので。

生涯学習部長 このマークは限定かどうか、ちょっと。

山田委員 いや、いいです。「やさシティ、まつど。」というキャッチコピーが、またそれはそれで何か意味を持っていそうな気もするので、どうされるのかな。

委員長 ほかに報告事項、何かありますか。

学校教育部長 以前も、お電話で交通事故について、4月9日お知らせした件でございます。

その後の経過なんですが、だいぶ重傷だとか、ちょっと意識がないというようなところで、かなり命も危ないなという状況もあったんですが、頭を打っていた関係、それは心配しているんですけども、頭よりも内臓関係のほうがひどいということで、ちょっと様子を見ていまして、すぐ手術は行わないで、様子を見て、内臓関係の手術を行いまして、意識も今戻っております。両親も、ほっとしているところでございまして。

でも当日、6名の子どもたちで鬼ごっこをしていたという風なことがございましたので、その6名の子どもたちが目の前で交通事故起こりましたので、その子どもの心配と、周りの子どもたちの心配もありましたので、ちょうど2つの学校にまたがっている友達だったものですから、2つの学校でケアを行っているところでございます。

本人は意識が回復して元気になりつつありますが、入院がこの後何日ぐらいかというのは、まだ未定でございます。

ご報告申し上げます。以上です。

山田委員 学校から飛び出したんでしょうか。

学校教育部長 ちょうど小学校の入学式で、その日は早く帰って、それで家に一旦帰って、近所の友達と遊ぼうということで、6人が遊んでいて、ちょうど現地見に行かしたところ、裏道になっているところなんです、ちょっと鎌ヶ谷に抜ける道で、ちょうど交通量が結構多いところなんです。道が細いので、子どもたちにとっては、そんなに車は来ないだろうというところで、鬼ごっこをしていて飛び出しちゃったという経緯です。

学校から一旦うちに帰って、遊んでいたときの事故でございました。

山田委員 横断歩道じゃないですか。

学校教育部長 ないですね。ちょうどT字路のところ、袋小路の一周した、出てきたところのT字路にぶつかってというところなんです。

委員長 加害者のほうも、びっくりされたでしょう。

学校教育部長 そうですね。その事故を受けて、当日ファクスで、もう一度注意を促すファクスは流させていただきました。次の日に通知文で、改めてこういったところを注意してほしい、あるいは指導してほしいということで、全校には流したところでありました。

委員長 保護者にもそれなりの注意義務があります。家庭に帰った子どもたちの安全配慮義務というのは親にありますから、親にもきちっとその旨を通知しておいてほしいですね。

学校教育部長 ちょうど通知を出した日が中学校の入学式でしたので、そのときには、1年生対象の保護者会では各学校がお話ししてくださいという通知文もありましたので、そこで指導されていることと、この後、年度当初の保護者会がございまして、そちらのほうで改めて2年生、3年生、あるいは小学校ですと2年生以上の6年生までの保護者会では、そういう指導やっておりました。

委員長 ほかに何かございますか。

委員の皆さんのほうで何かございますか。特にないですか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局お願いいたします。

教育企画課長 平成25年5月定例会でございしますが、平成25年5月16日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 いかがですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成25年5月16日、木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成25年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員